調達要領指定書	調 達 要 求 番 号	５ＰＲＺ１ＡＧ０００２
	契　約　番　号	
	調達要求年月日	令 和　7 年　9 月　19 日
	作　成　部　署	用賀支処　衛生部　補給整備課　整備管理班
	作 成 年 月 日	令 和　7 年　9 月　19 日
物　品　番　号		
品　　名	産業廃棄物処理	
規　　格		
仕 様 書 番 号	ＥＭ-Ｔ５００６９６Ｂ	

指定事項：今回の調達に限り、次のとおりとする。

仕様書２．２　処理の対象

区分	種類	数量	合計	単位
産業廃棄物	廃プラスチック	1,811	1,867	ｋｇ
	ガラスくず混合	56		

仕様書２．３　処理の区分

収集の際の引き渡し場所は、陸上自衛隊用賀駐屯地第１倉庫付近（細部調整）とする。

仕様書４．１　提出書類

管理票（Ｅ票）の提出については令和８年３月３１日（火）までとする。

調達要求番号：５ＰＲＺ１ＡＧ０００２

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td>－</td><td colspan="2">仕様書番号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">産業廃棄物処理</td><td colspan="2">ＥＭ-Ｔ５００６９６Ｂ</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>令和　２年１２月１６日</td></tr>
<tr><td>変　更</td><td>令和　３年１１月１８日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>関東補給処用賀支処</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，用賀駐屯地において実施する産業廃棄物処理（以下，“ 処理 ”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.3　種類

種類は，**表1**による。

表1－種類

産業廃棄物の種類		性状・具体例など
産業廃棄物	汚泥	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	廃プラスチック類	
	繊維くず	
	ゴムくず	
	木くず	
	金属くず	
	紙くず	
	ガラスくず	
	コンクリートくず	
	陶磁器くず	
	水銀使用製品	
	非飛散性アスベスト	飛散性アスベスト以外

表 1－種類（続き）

<table>
<tr><th colspan="3">産業廃棄物の種類</th><th>性状・具体例など</th></tr>
<tr><td rowspan="7">特別管理産業廃棄物</td><td colspan="2">廃油</td><td>廃油のうち，揮発油類・灯油類・軽油類</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃酸</td><td>廃酸のうち，ｐＨ２．０以下のもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃アルカリ</td><td>廃アルカリのうち，ｐＨ１２．５以上のもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">特定有害産業廃棄物</td><td>廃油</td><td>廃油のうち，トリクロロエチレンなど廃棄物の処理及び清掃に関する法律に示す有害物質の基準を超えて含むもの。</td></tr>
<tr><td>廃水銀等</td><td>廃水銀及び廃水銀化合物であって，人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるもの，及び当該廃水銀等を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの。</td></tr>
<tr><td>汚泥・廃酸・廃アルカリ</td><td>施行令第２条の５に掲げる廃棄物。</td></tr>
<tr><td>飛散性アスベスト
（廃石綿など）</td><td>廃石綿及び石綿が含まれ，若しくは付着している産業廃棄物のうち，飛散するおそれがあるものとして次に掲げる事業などによって発生したものをいう。
a)　石綿建材除去作業（建築物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ，又は含むものの除去を行う事業をいう。）にかかるもの
b)　大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じるもの
c)　輸入されたもの</td></tr>
</table>

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，“ 法 ”という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき，産業廃棄物の収集，運搬及び処分を行うものとする。

2.2　処理の対象

処理の対象となる産業廃棄物は，**表1**によるものとし，数量は，調達要領指定書によって指定する。

2.3　処理の区分

処理の区分は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，収集，運搬及び処分とする。

2.4　処理基準

処理基準は，次による。

a)　産業廃棄物の処理は，法第１２条による。

b)　特別管理産業廃棄物の処理は，法第１２条の２による。

2.5　産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下，“ 管理票 ”という。）の処置は，法第１２条の３で定めるところによる。

3　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか，契約の相手方は，本役務終了後検査官に管理表（Ｅ票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4　その他の指示

4.1　提出書類

契約の相手方は，**2.5**の管理票（Ｂ２票，Ｄ票及びＥ票）を産業廃棄物の各処理段階の終了後速やかに契約担当官等に提出するものとする。

4.2　保全

保全は，次による。

a)　陸上自衛隊用賀駐屯地（以下，“ 駐屯地 ”という。）の立ち入りに際しては，所定の立ち入り手続きを行うものとする。

b)　駐屯地の中での行動（出入門手続き，火気取り扱い，作業用通行路など）は，駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし，作業地域外への立ち入りを禁止する。

なお，やむを得ず作業地域以外への立ち入りを必要とする場合には，所定の手続きを行うもの

とする。

c) 契約の相手方は，本契約の履行にあたり，直接又は間接に関らず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また，本契約終了後も同様とする。

4.3 使用機材・機器・消耗品

処理に必要な使用機材，機器及び消耗品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方が準備するものとする。

4.4 安全管理

契約の相手方は，安全に対する検討を行い，必要な処置を講ずるなど安全管理を徹底するものとして必要によって契約担当官等の指示を受けるものとする。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。